

委第4号議案

市内中学校における通級指導教室の設置等を求める意見書

平成19年4月の「改正学校教育法」の施行により特別支援教育の推進について明示され、全ての学校において実施されることとなった。

文部科学省では、特別支援教育は子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、特別支援学校のみならず通常の学級に在籍する発達障害のある子どもを含めて障害により特別な支援を必要とする子どもたちが在籍する全ての学校において実施されるものとしている。

改正から10年あまり、文部科学省の調査によると全国で通級指導を受けている児童・生徒は10万人を超えており、近年急速に拡大している状況である。

現在、桶川市における通級指導教室は小学校に設置されているものの、指導を必要としている子どもたちがいるのにもかかわらず、市内の中学校には設置されておらず、埼玉県央地域においてこのような環境にあるのは桶川市のみとなっている。

支援は継続的に行うことが重要であり、中学校に進学した子どもたちが小学校での取り組みや支援内容を活かすことができないということになってしまう。発達障害の特性は見落とされることもあり、不登校の要因にもなりかねない。

こうした状況を踏まえ、埼玉県においては、発達障害のある子どもが一定数いるという事を前提とした人的、予算的支援の拡大を図るとともに、保護者への啓発及び支援と相談体制を充実させ、安心して支援が受けられるよう桶川市内の中学校に通級指導教室を設置するとともに、指導教員を配置されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月 日

桶川市議会議長 佐藤 洋

令和元年9月26日提出

桶川市議会議会運営委員長 仲又 清美